

2. 地域包括支援センターの公募について

1 地域包括支援センターの公募項目について

- ＜前回の公募項目＞については、「熊本市地域包括支援センター募集要項（平成17年11月 熊本市高齢介護福祉課）」から関連部分を抜粋。
- ＜その他の着眼点＞については、熊本市が企画提案等で法人等を募集する際に掲げる参加資格要件や、他都市の地域包括支援センターの募集要項の記載内容等を抜粋。

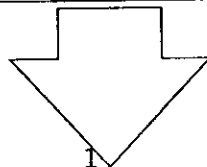
（1）基本的な資格について

＜前回の公募項目＞

- （1）受付締切日において、熊本市民を対象に、介護保険サービスの実績（1年以上）があり、熊本市内において介護保険サービスを提供する事務所または事業所を有する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人及び公益法人）で、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業等を中立・公正な立場で、適正に履行でき、高齢者福祉活動に経験豊富で、地域包括ケアに熱意を有する者。
- （2）支援センター業務を受託するために新たにNPO法人を設立しようとする者は、受付締切日において所轄庁に認証申請が受理されており、平成18年3月末日までにNPO法人を設立できる者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （5）熊本市税について滞納がないこと。

＜その他の着眼点＞

- （1）熊本市業務委託契約等に係る平成23・24年度競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿（平成23・24年度）に登録されている者であること。
- （2）熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条1号の規定に該当しないこと。
- （3）熊本市から「熊本市物品購入契約等及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。



＜主な論点＞

- ◆同一法人が、複数圏域で地域包括支援センターを設置することについてどのように考えるか。
- ◆医療法人、社会福祉法人等と法人形態が異なる場合、同一母体の法人が地域包括支援センターの公募の申請をしてもよいか。
- ◆社会福祉法人、医療法人、NPO法人及び公益法人が、対象法人となっていたが、地域包括支援センターの受託法人をどのように考えるか。
- ◆本市での介護保険サービスの提供実績をどのように考えるか。

(2) 施設について

＜前回の公募項目＞

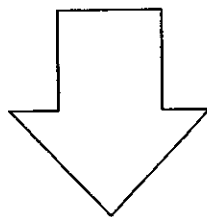
(1) 前回公募項目なし

＜その他の着眼点＞

- (1) 募集圏域内に地域包括支援センターを設置すること。
- (2) 地域包括支援センターは、独立した形態をとること。

※例：

- ①法人の本体施設と分離し、別な場所（敷地外）に設置する。
- ②法人の本体施設において、地域包括支援センター専用出入口を設置する。
- (3) 利便性の高い場所に設置すること。



＜主な論点＞

- ◆公平・中立の観点が求められる中、地域包括支援センターの施設設置をどのように考えるか。

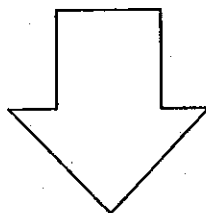
(3) 設備について

<前回の公募項目>

- (1) 事務所及び運営に必要な相談室、会議室等を有していること。なお、併設のサービス提供部門がある場合は地域包括支援センター事務スペースとは分離し、書類保管庫も分離しておくこと。
- (2) 建物入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物、設備であること。
- (3) パソコンを常備（ワード 2000、エクセル 2000 以上のバージョンでの文書送信を予定）し、メールアドレスを取得すること。

<その他の着眼点>

- (1) 地域包括支援センターを2階以上に設置する場合は、エレベーターを有する建物であること。
- (2) 駐車場は、専用のスペースを3台分以上確保し、車椅子での来訪者を考慮し十分な広さを有するものとする。
- (3) 熊本市が示す仕様に従い地域包括支援センターの看板及び案内板等を設置すること。



<主な論点>

- ◆エレベーター等を必須要件とするか。
- ◆駐車場の設置を必須要件とするか。
- ◆看板、案内板をどのような基準で定めるか。（デザイン、規格等の仕様など）

(4) 運営について

<前回の公募項目>

(1) 地域運営協議会（仮称）の設置

支援センター業務を受託した法人は、支援センター業務の中立性・公平性を検証するとともに、地域の様々な社会資源の活用等を図るため、地域の関係団体代表者等で構成する「地域運営協議会（仮称）」を支援センター毎に設置するものとします。

地域運営協議会（仮称）は、自治会代表、民生児童委員代表、地元医師代

表、地域づくり委員会代表、地域ボランティア団体代表、地元商栄会等関係団体代表者などで構成し、5～6名程度とします。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに伴う業務を支援センターは、当該業務において、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

また、当該業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

<その他の着眼点>

(1) 地域包括支援センターの名称は、「愛称名＋【圏域名】地域包括支援センター」とする。

(2) 地域包括支援センターの開設日及び時間は、次のとおりとし、開設時間に利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。

ア 開設日

毎週月曜日から土曜日まで

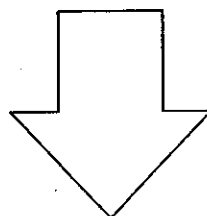
イ 開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。

(4) 地域包括支援センターの開設時間においては、必ず一人の従事者は事務室内に残り、相談業務等に対応できる体制を採ること。

(5) 地域包括支援センターの趣旨を踏まえ、中立かつ公正な運営を図るための必要な措置を講じること。



<主な論点>

◆地域包括支援センターの中立性・公平性を運営上どのように担保するか。

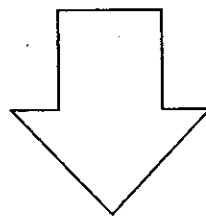
2 選考方法について

＜前回の選考方法＞

- (1) 選定にあたっては、提出書類に基づき、熊本市地域包括支援センター運営協議会委員による書類審査（評価）を行い、候補法人を選定し、熊本市が決定する。
- (2) 選定については、当該応募圏域について一定水準以上の法人を候補とし、複数の選定候補が生じたときは、選定候補の順位付けを行う。
- ＜一定水準以下の法人しかいない圏域については、第2希望以下で得点の最も高い法人を候補として選定＞

＜その他の着眼点＞

- ◆対象圏域：城南町・植木町を除く25圏域
- ◆選考方法
 - （パターン1）
地域性を優先し、希望圏域内で高得点の法人を選定する。
 - （パターン2）
能力を優先し、高得点の法人を選考した後、希望する圏域に配置する。
- ◆決定プロセス
選考委員会における結果を基に、地域包括支援センター運営協議会に諮り、熊本市が最終決定を行う。



＜主な論点＞

- ◆選考方法において、パターン1、2のメリット、デメリット等を踏まえ、どのように考えるか。

(参考：平成 22 年度第 1 回熊本市地域包括支援センター運営協議会資料より)

地域包括支援センターの選定基準の基本的な考え方

	前 回	今 回
基本方針	・ 運営方針 ・ 地域介護の拠点としての考え方 ・ 中立・公正の確保	・ 運営方針 <u>(特に地域包括ケアの観点から評価)</u> ・ 中立・公正の確保
組織	・ 人員の確保 ・ 勤務条件 ・ 研修計画	・ 人員の確保 (予防支援も含む) ・ 勤務条件 ・ 研修計画
事業計画	・ 各事業の実施計画	・ 各事業の実施計画 <u>(特に地域包括ケアの観点から評価)</u>
個人情報	・ 取り扱い方針	・ 取り扱い方針
予防支援	・ 体制整備	・ 体制整備
設置状況	・ 位置 (交通の便) 及び事務スペース	・ <u>市民への認知度向上 及び交通の便 (設置場所・設置形態等)</u> ・ 事務スペース及び相談室の確保
その他		・ <u>時間外に対応体制</u> ・ <u>緊急時の対応体制</u> ・ <u>苦情処理の方法</u> ・ <u>地域への広報活動</u>

熊本市地域包括支援センター項目評価表（前回募集要項の抜粋）

評価項目	1	基本方針評価	評価要件	配点
		地域包括支援センター設置の目的が達成できること。	運営の基本方針	20点
			中立・公正を担保するための考え方	20点
			地域介護の拠点としての考え方	20点
		組織・人員計画	保健師又は経験のある看護師	20点
			社会福祉士	20点
			主任ケアマネジャー	20点
			職員の配置計画及び勤務条件	20点
			職員の研修	20点
		小 計		160点
	2	事業に対する考え方	評価要件	
		介護予防ケアマネジメント業務	介護予防事業に関するケアマネジメント業務	15点
			新予防給付に関するケアマネジメント業務	15点
			その他の業務	15点
		総合相談支援及び権利擁護業務	地域におけるネットワーク構築業務	15点
			実態把握業務	15点
			総合相談業務	15点
			権利擁護業務	15点
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	日常的個別指導	15点
			支援困難事例等への指導・助言業務	15点
			包括的・継続的なケア体制の構築業務	15点
			地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務	15点
			その他の業務	15点
		小 計		180点
	3	個人情報の取扱い	評価要件	
		個人情報の管理・周知	個人情報の取り扱いを整備しているか	20点
	4	介護予防支援事業者の指定	評価要件	
			指定を受けるための整備体制状況	20点
	5	地域包括支援センターの設置状況	評価要件	
			圏域内での位置及び事務スペースの配置状況	20点
	合 計			400点

3 検証の仕組みについて

- ◆今後検討を行う。

4 選考スケジュール（案）

- ◆第2回熊本市地域包括支援センター運営協議会 8月下旬
- ◆公募方針：平成23年8月下旬に公表
- ◆公募期間：平成23年10月上旬～11月上旬
（10月上旬：公募説明会の開催）
- ◆選考期間：平成23年11月中下旬
（ヒアリング期間込み）
- ◆選考結果発表：平成23年11月末